

二事業主側

名 稱 國田木材合資會社

代表者 代表社員國田重之助

資本金 拾万円

事業 製材業

使用労働者 男二十名（内解（五名）

三労働者側

労働者加労働者 男二十名

右 後 全昭日本木材労働組合

労働組合労働者中組合加入者ハ右記組合員加入者

労働組合発生ノ時 昭和六年六月三十日

労働組合発生ノ原因

昭和四年四月一時解散セルカ従業員ノ嘆願ニヨリ今年未由ヒ

営業ヲ爲シ、アリシカハ未由ノ為メ月平均五百円ノ欠損

ヲ續テ来タリシカ六月二十六日電力料金^金五ヶ月分千八百円不拂

ハ為電力供給ヲ拒絶セラレ之カ金策不能トナリ今月三十日遂

ニ解散ニタルニ因ル

六要求事項至ニ其交渉状況

工場解散ト共ニ従業員ニ対シ解雇手當十四日分ヲ支給スル旨

發表セルカ従業員側ハ解散反対ヲ迫リ外部ヨリ支援ヲ求メ工

場内ニ於テ連日協議中ナルカ下記ノ如ク代表社員國田重之助

ハ状態トナレル為六月月中、給料ハ全ク支拂フノ状況ニテ

従業員ノ交渉ニ何等具体化スルニ至ラス

六経過

一労働者側

従業員ニ於テハ会社ノ苦境ヲ知り、モ高抗等スル時ハ他

ノ社員ニ於テ手當其他ヲ支出シ得ルコトアルベシトノ予想

ニテ工場内ニ集合シ交渉ヲ續ケ、アリ